

## 第2回事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会議事要旨

日時：平成26年4月24日 10:00～12:00

場所：経済産業省別館1階 101-2 共用会議室

出席者：品川委員、荒井委員（原代理）、飯野委員、池田委員、後委員、及川委員、大山委員、  
 苧野委員、城所委員、鈴木（弘）委員、鈴木（康）委員、高井委員、竹本委員、玉  
 越委員、長島委員（根津代理）、西山委員、浜野委員、平川委員、水野委員、宗友委  
 員、幸村委員、吉岡委員、綿貫委員  
 （中小企業庁）飯田財務課長、三浦金融課長

### 議題

- ・ 中小会社に係る事業承継について
- ・ 個人事業主に係る事業承継について

### 議事概要

- ・ 事務局から、会社の事業承継に係る課題について説明した後自由討議を行った。主な委員の発言は以下のとおり。

#### 1. 事業承継税制の見直しについて（雇用確保要件と売上要件の選択について）

- ・ 現時点の雇用状況と10年後の雇用状況は変わっており、雇用確保を中心とすると限界があるのではないか。雇用確保要件との選択で付加価値を要件とすることはどうか。
- ・ 地方の貢献として中小企業による雇用確保が重要。税制優遇ということで考えると、歯を食いしばって雇用を守るために頑張っている人にメリットを与える、という制度趣旨は柱として残しておくべきではないか。
- ・ 売上の要件は経営者の自助努力では確保できないときもある。売上指標を導入するのはいかなものか。
- ・ 小規模企業は、売上は最も外的要因によるところが大きく、税制要件に売上をもってくることは問題が大きい。雇用の緩和を中心に据えるのが基本ではないか。
- ・ 雇用確保要件にしても売上要件にしても、経営者の心理的要因をくんで、経営者に心理的ハードルが上がらないようにすることが大事。
- ・ 売上ではなく、雇用をもっと柔軟に、例えば、パート、アルバイトを入れてもいいのではないか。

#### 2. 事業承継税制の見直しについて（対象としての後継者の範囲に関する点）

- ・ 経営者の中にはまじめに子どもたち二人に継がせたいと思っている人もいる。この点は事

業承継税制で縛るのではなく、経営者の選択に任せるべきではないか。

- ・一定の範囲内で複数後継者を認めればよく、分散リスクは別の形で回避すればいいのではないか。
- ・税制で誘導するのは企業経営者が事前に事業承継を計画的にやることであり、後継者は二人であろうと、外部だろうと認められるべきである。共同経営の場合には、議決権なしの株式や譲渡禁止の株式の発行や、経営については発言できないとか、別の手段で、この矛盾（経営の不安定化）は解決できるのではないか。
- ・株式が分散して株主構成が不安定になるということはリスク要因。この税制の目的は事業継続が目的なので、後継者に集中するという方向性を維持すべき。
- ・3、4人に株式を分ければ十分な相続対策となり、複数後継者を対象とする場合税の二重優遇になる。また、3、4人に株式を分けたいという点は先代経営者の発想で、後継者は大変となるのだから、後継者の立場に焦点を当てるべきであり株式は後継者に集中すべきではないか。
- ・事業承継税制の意義は経営の安定化が目的。先代経営者、後継者のための税制ではない。物理的な株主の構成は別にして議決権のある株式は集中すべきではないか。

### 3. 事業承継税制の見直し（贈与税の納税猶予制度の見直し）

- ・5年商売やって贈与すると免除ということになると、ビジネスチャンス（商売）として租税回避的に利用されることはないか。
- ・子供が小さくて事業を引き継げないために、一旦株式を他の親族に渡すケースもある。親族外承継になったら尚更そういうケースは増えるのではないか。
- ・今後高齢化が進めば進むほど、先代が亡くなるまでの期間が長くなるため、贈与税の納税猶予から贈与税の納税猶予へ切り替える制度がない場合の弊害が増えるのではないか。
- ・贈与税の納税猶予から相続時精算課税への切替えは、贈与時の価格を基準に相続時精算課税を適用すると税収的にはフラットなはずである。平成25年度改正で延納、物納も認められたところ、「納税」の観点から検討したらどうか。

### 4. 非上場株式の評価方法等について

- ・親族の範囲を6親等血族、3親等姻族まで書かせることは、現状にあっていないのではないか。
- ・偶発債務は評価しないという点も問題ではないか。

### 5. 親族外承継の民法特例、事業承継の計画的な手続、広報等について

- ・特定後継者を定める作業が重要であり、これを促すための仕組みを作ることに賛成。
- ・親族外承継は、事業承継税制でも認められたところ、民法特例と事業承継税制の要件は同

じにしてもいいのではないか。

- ・信託を事業承継税制に使えないか。
- ・補助金の仕組みなどを作り、事前確認制度の精神だけは残した方がいいのではないか。
- ・信託は英米法系で発達した制度であり、フランス法を元としている日本の民法の相続とは馴染みにくい。今回信託法が改正され民事信託にも広がっているが、どう整合させるかが課題。不用意に促進するとした場合遺留分減殺請求を受けたときに対応できないリスクもあるのではないか。
- ・長期的な課題として、議決権のない株式の税務上の取り扱いについて取り上げてみたらどうか。

## 6. 個人事業主について

- ・個人事業主は、事業用資産、土地が資産となるが、土地だけが減額評価の対象となり、法人との比較で考えると、棚卸資産や建物、工場などが抜けている。諸外国では個人事業主に対しても軽減措置が取られ、事業の継続に配慮。軽減措置が必要ではないか。
- ・個人事業主の減り方は非常に大きく、技術、ノウハウの確保から事業継続のための施策が必要ではないか。事業用資産と家事用資産の切り分けが難しいという点についても、許認可業種については、許認可される範囲で事業用資産が特定されるケースもあるので、そういう切り方も考えてはどうか。
- ・個人事業主は小規模宅地の特例を活用しており、活用件数としては個人の方が恩恵を受けている。このバランスをどうみるか。
- ・個人事業主は地域と密着しているので、地方自治体を含めた支援のためのプラットフォームづくりを支援してはどうか。